外所得金額」に改め、同項第三号中「係る分割法人等」の下に「である内国法人」を加え、同号ロ中「第三項まで」の下に「又は地方法人税法第十二条第二項」を加え、「第六十九条第四項」を「第六十九条第十項」に改め、同項第四号中「係る分割法人等」の下に「である他の内国法人」を加え、同号ロ中「第三項まで」の下に「又は地方法人税法第十二条第一項」を加え、同条第七項中「被合併法人等」の下に「である内国法人」を加え、同条第八項中「被合併法人等」の下に「である内国法人」を加え、「第九条の七第六項」を「第九条の七第八項（道府県民税からの外国法人税額の控除）」に、「同条第七項各号若しくは第八項各号」を「同条第九項各号若しくは第十項各号」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に、「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第九項（市町村民税からの外国法人税額の控除）（同令第五十七条の二（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）において準用する場合を含む。）」に、「同条第八項各号若しくは第九項各号」を「同令第四十八条の十三第十項各号若しくは第十一項各号（これらの規定を同令第五十七条の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」に、「同条第十二項」を「同令第四十八条の十三第十四項（同令第五十七条の二において準用する場合を含む。）」に改め、「市町村民税の控除余裕額」の下に「若しくは都民税の控除余裕額」を加え、「第九条の七第七項各号若しくは第八項各号」を「第九条の七第九項各号若しくは第十項各号」に、「第四十八条の十三第八項各号若しくは第九項各号」を「第四十八条の十三第十項各号若しくは第十一項各号」に改め、同条第九項中「被合併法人等」の下に「である内国法人」を加え、同条第十項中「、第九項」を「、前項」に改め、同条第十一項中「分割法人等から」を「分割法人等である内国法人から」に改める。

第百五十五条の三十五第一項中「）から事業」を「）である内国法人から事業」に改め、同条第二項中「被合併法人等から」を「被合併法人等である内国法人から」に改める。

第百五十五条の四十三第二項第四号中「の額並びに」を「の額及び地方法人税の額並びに」に改め、同項第六号中「第八十一条の十八第一項第一号の規定の適用がないものとして同条」を「第八十一条の十三の規定を適用しないものとした場合に法第八十一条の十八」に改め、「金額」の下に「及び地方法人税法第十一条（特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額）の規定を適用しないものとした場合に同法第十五条（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算した当該連結事業年度の地方法人税の減少額として帰せられる金額」を加え、同項第七号中「第八十一条の十八第一項第一号の規定の適用がないものとして同条」を「第八十一条の十三の規定を適用しないものとした場合に法第八十一条の十八」に改め、「金額」の下に「及び地方法人税法第十一条の規定により計算した当該連結事業年度の地方法人税の負担額として帰せられる金額」を加える。

第百五十五条の四十七中「金額）並びに」を「金額）、」に改め、「不適用）」の下に「並びに第百五十五条の二十七の二第二項及び第三項（連結国外所得金額の計算）」を加える。

第百七十六条を次のように改める。

第百七十六条　法第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第二条第十二号の十八イ（定義）に規定する事業を行う一定の場所に相当するもの

二　法第二条第十二号の十八ロに規定する建設作業等を行う場所（当該建設作業等を含む。）に相当するもの

三　法第二条第十二号の十八ハに規定する自己のために契約を締結する権限のある者に相当する者

四　前三号に掲げるものに準ずるもの

第百七十七条の見出し中「資産の」の下に「運用又は保有により生ずる」を加え、同条第一項中「第百三十八条第一号」を「第百三十八条第一項第二号」に改め、同項第三号中「（次項において「営業所」という。）」を削り、同条第二項を削る。

第百七十八条を次のように改める。

（国内にある資産の譲渡により生ずる所得）

第百七十八条　法第百三十八条第一項第三号（国内源泉所得）に規定する政令で定める所得は、次に掲げる所得とする。

一　国内にある不動産の譲渡による所得

二　国内にある不動産の上に存する権利、鉱業法の規定による鉱業権又は採石法の規定による採石権の譲渡による所得

三　国内にある山林の伐採又は譲渡による所得

四　内国法人の発行する株式（社債的受益権（資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号（特定目的信託契約）に規定する社債的受益権をいう。以下この条において同じ。）を除く。次号において同じ。）（株主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。）その他内国法人の出資者の持分（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百三十条第一項（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置等）に規定する特例旧特定目的会社の出資者の持分及び社債的受益権を除く。以下この項及び第四項において「株式等」という。）の譲渡による所得で次に掲げるもの

イ　同一銘柄の内国法人の株式等の買集めをし、その所有者である地位を利用して、当該株式等をその内国法人若しくはその特殊関係者に対し、又はこれらの者若しくはその依頼する者のあつせんにより譲渡をすることによる所得

ロ　内国法人の特殊関係株主等である外国法人が行うその内国法人の株式等の譲渡による所得

五　不動産関連法人の株式（出資（社債的受益権を除く。）を含む。第八項及び第十項において同じ。）の譲渡による所得

六　国内にあるゴルフ場の所有又は経営に係る法人の株式又は出資を所有することがそのゴルフ場を一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用する権利を有する者となるための要件とされている場合における当該株式又は出資の譲渡による所得

七　国内にあるゴルフ場その他の施設の利用に関する権利の譲渡による所得

2　前項第四号イに規定する株式等の買集めとは、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所をいう。第九項において同じ。）又は同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会がその会員（同条第十九項に規定する取引参加者を含む。）に対し特定の銘柄の株式につき価格の変動その他売買状況等に異常な動きをもたらす基因となると認められる相当数の株式の買集めがあり、又はその疑いがあるものとしてその売買内容等につき報告又は資料の提出を求めた場合における買集めその他これに類する買集めをいう。

3　第一項第四号イに規定する特殊関係者とは、同号イの内国法人の役員又は主要な株主等（同号イに規定する株式等の買集めをした者から当該株式等を取得することによりその内国法人の主要な株主等となることとなる者を含む。）、これらの者の親族、これらの者の支配する法人、その内国法人の主要な取引先その他その内国法人とこれらに準ずる特殊の関係のある者をいう。

4　第一項第四号ロに規定する特殊関係株主等とは、次に掲げる者をいう。

一　第一項第四号ロの内国法人の一の株主等

二　前号の一の株主等と第四条（同族関係者の範囲）に規定する特殊の関係その他これに準ずる関係のある者

三　第一号の一の株主等が締結している組合契約（次に掲げるものを含む。）に係る組合財産である第一項第四号ロの内国法人の株式等につき、その株主等に該当することとなる者（前二号に掲げる者を除く。）

イ　当該一の株主等が締結している組合契約による組合（これに類するものを含む。以下この号において同じ。）が締結している組合契約

ロ　イ又はハに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約

ハ　ロに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約

5　前項及び第十項に規定する組合契約とは次の各号に掲げる契約をいい、これらの規定に規定する組合財産とは当該各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

一　民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約　同法第六百六十八条（組合財産の共有）に規定する組合財産